

議会運営委員会会議次第

時 間 令和元年11月26日（火）
午後1時30分～
場 所 第1委員会室

1. 議 題

- (1) 令和元年第4回二宮町議会定例会の運営について
- (2) 傍聴規則について

令和元年第4回二宮町議会定例会上程議案

番号	議案名
1	二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
2	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
3	二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
4	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
5	令和元年度二宮町一般会計補正予算（第3号）
6	令和元年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
7	令和元年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
8	令和元年度二宮町介護保険特別会計補正予算（第2号）
9	令和元年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年第4回二宮町議会定例会上程議案説明資料

番号	議案名及び議案内容等
1	<p>二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月より二宮町会計年度任用職員制度を導入することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。 (総務課)</p>
2	<p>会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月より会計年度任用職員制度を導入することに伴い、関係する条例中の条項整備を行うほか、所要の改正を行うことに伴い、本条例を制定するために提案するものです。 【例規集 1-3431・1-3471・1-3701・1-3727・1-3951・1-4051・1-5041・1-5487・1-6601】(総務課)</p>
3	<p>二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 人事院勧告に基づき、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-3481】(総務課)</p>
4	<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事院勧告等に基づき、給料表及び勤勉手当等の支給割合等を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-5351】(総務課)</p>
5	<p>令和元年度二宮町一般会計補正予算(第3号) 歳入歳出それぞれ608千円を追加し、予算総額を8,667,141千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、消防団員安全装備品整備等助成金の増です。 歳出の主なものにつきましては、庁舎の電話設備更新工事や旧国立小児病院跡地西側フェンス撤去及び新設工事の増です。</p>
6	<p>令和元年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 歳入歳出それぞれ6,959千円を減額し、予算総額を3,273,717千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、繰入金金の減です。 歳出の主なものにつきましては、一般職給の減です。</p>
7	<p>令和元年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 歳入歳出それぞれ319千円を減額し、予算総額を923,590千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、繰入金金の減です。 歳出の主なものにつきましては、一般職給の減です。</p>

番号	議案名及び議案内容等
8	<p>令和元年度二宮町介護保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 3,778 千円を追加し、予算総額を 2,677,178 千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、介護給付費交付金の増です。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、介護予防サービス等諸費給付事業の増です。</p>
9	<p>令和元年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 2,166 千円を減額し、予算総額を 972,798 千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、繰入金の減です。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、一般職給の減です。</p>

議案等の発送日 令和元年 11 月 29 日（金）

令和元年第4回二宮町議会定例会 議事及び会期日程 (案)

(令和元年 11月 26日 議会運営委員会)

	12月6日(金) 9:00 議会運営委員会	
	9:30 本会議	
	①諸報告	
	②署名議員の指名について	7番 小笠原陶子 議員 13番 一石洋子 議員
	③会期の決定について	12/6~12/13の8日間
	④国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	協議事項 (陳情第11号)
	⑤神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	協議事項 (陳情第12号)
	⑥安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情	協議事項 (陳情第13号)
	⑦介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情	協議事項 (陳情第14号)
1	⑧町の持続可能な未来像と財政運営の観点から原案とそれ以外の新庁舎整備についての意見検証を求める陳情	協議事項 (陳情第15号)
	⑨二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	総務建設経済常任委員会に付託 議案第78号
	⑩会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務建設経済常任委員会に付託 議案第79号
	⑪二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	総務建設経済常任委員会に付託 議案第80号
	⑫職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務建設経済常任委員会に付託 議案第81号
	⑬令和元年度二宮町一般会計補正予算(第3号)	即決 議案第82号
	⑭令和元年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	即決 議案第83号
	⑮令和元年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	即決 議案第84号
	⑯令和元年度二宮町介護保険特別会計補正予算(第2号)	即決 議案第85号
	⑰令和元年度二宮町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	即決 議案第86号
2	12月7日(土) 休会	
3	12月8日(日) 休会	
	12月9日(月) 本会議 休会	
4	9:30 総務建設経済常任委員会	付託案件審査
	総務建設経済常任委員会終了後 教育福祉常任委員会	付託案件審査
5	12月10日(火) 休会	
	12月11日(水) 9:30 本会議	
6	一般質問	一般質問受付・調整 11/29(金)9時~ 12/4(水)正午
	12月12日(木) 9:30 本会議	
7	一般質問	
	12月13日(金) 13:00 本会議	
8	委員長報告(条例・陳情)	※報告・質疑・討論・表決
	本会議終了後 議会全員協議会	

協議事項

1. 陳情の常任委員会への付託および執行者への出席要請について

	陳情審査案件	執行者側 出席要請者	趣旨説明の希望
1	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	有
2	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	有
3	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	有
4	介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	有
5	町の持続可能な未来像と財政運営の観点から原案とそれ以外の新庁舎整備についての意見検証を求める陳情	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	有

* なお、条例関係の町長提出議案の審査は、「町長以下担当班長まで」が出席します。

2. 休会日とすることの確認について

12月10日(火) 一般質問前

令和1年11月6日

二宮町議会議長 野地 洋正 様

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

陳 情 理 由

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されています。

2010年度実施、2014年度拡充の就学支援金制度と2014年度実施の「奨学のための給付金」により学費の公民間格差は一定程度是正されました。さらに国による私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設されました。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で初年度納付金年額61万2千円、入学金を除いても44万8千円と高額な負担が残ります。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る「学費の自治体間格差」も存在しています。この格差を無くしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められます。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これを前提に、いくつかの自治体で授業料減免制度を改善する動きがありました。しかし財源の格差により制度の変わらない自治体も多く残されています。「学費の自治体間格差」解消のため2020年の「私立高校の授業料無償化」を確実に実施する事が強く求められます。

また5年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、2018年度から必要以上に個人情報等を問うなど申請手続きが煩雑化され、申請数が減少したことにより、2019年度は予算が削減されるという、設立主旨に反する事態となっています。

1975年に私立学校振興助成法が制定された際に、国の補助率を速やかに2分の1とするように求める付帯決議がなされました。しかし現状は3分の1程度に留まっています。2013年には国はそれまで留保していた国際人権規約の無償化条項に対して留保撤回しました。諸外国に対して教育の無償化を宣言した形ですが、OECD諸国の育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷しています。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められます。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

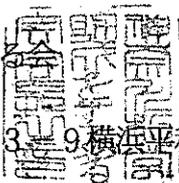
国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情者

神奈川私学助成をすすめる会

代表 長谷川 正利

住所：横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階



二宮町議会議員 野地 洋正 様

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

陳 情 理 由

神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これに先行して、神奈川県では年収590万円未満世帯については国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。しかし生活保護世帯でも年間約26万円の自己負担が必要です。就学支援金、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私学を希望する生徒・保護者にとって重い学費負担があり、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障をきたす状況です。

東京都では年収760万円未満の世帯まで授業料平均額が補助され、埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含め、年収500万円未満世帯では、授業料と施設費を合わせた学費に拡大されています。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えています。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに、神奈川県は遅れをとっています。また、私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助が国によって新設されましたが、多くの私立小中学校の存在する神奈川県では、学費負担を軽減するためには県単独の上乗せも必要です。

さらに神奈川県は私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、全国でも数少ない国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）以下であり、私立高校では国基準336,311円に対して320,922円、中学校は同328,775円に対して232,915円、小学校は同327,241円に対して235,268円、幼稚園では同187,449円に対して172,397円と、すべての校種で、全国最下位水準の助成額です。このため神奈川県は私立高等学校の入学金を除く平均学費は、約69万円と関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費のままです。私立高校の無償化はまだ達成されたとはいえず、これからの動きにかかっています。国が年収590万円未満世帯まで無償化を実施した際に浮いた予算で、私学助成を大きく拡充することが県民の強い願いです。

また、将来の大地震への対応が、私学各校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっています。しかし施設設備助成が神奈川県にはなく、すべて保護者の負担となっており、これも高学費の要因の一つとなっています。

神奈川県では私立高校の高学費が原因で私立高等学校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は全国的に低い水準が続いています。私たちは教育の無償化をすすめることで、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

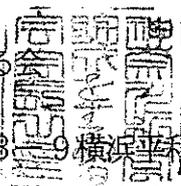
神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和2年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳情者

神奈川私学助成をすすめる

代表 長谷川 正樹

住所：横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階



二宮町議会

議長：野地 洋正 様

〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9-3 階
神奈川県医療労働組合連合会
執行委員長 古岡 孝広

安全・安心の医療・介護の実現のため 夜勤改善と大幅増員を求める陳情

【陳情趣旨】

医療や介護現場での人手不足は深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2017年日本医労連調査）では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は4割を超え、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が約5割でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は7割を超え、健康不安の訴えも約7割、4人に3人の看護師が仕事を辞めたいと思いつつ働いている状態（日本医労連2017年看護職員の労働実態調査）であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合は9割に及び、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています（2017年日本医労連介護夜勤実態調査）。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護の実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上

2019年11月8日

二宮町議会

議長・野地 洋正 様

〒231-0062 横浜市中区桜木町 3-9-3 階

神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 古岡 孝広



介護施設の人員配置基準の引き上げのために、 国に対し意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取り組みをすすめていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとして、その責任を都道府県等に転嫁しています。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いており、人員配置基準の引き上げが現場に求められていることは明らかです。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まりましたが、労働環境の改善がすすまなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態（特別養護老人ホームの場合「2.0：1」）まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働きつづけられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目について陳情します。

記

【陳情項目】

以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。

- ① 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
- ② 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
- ③ 上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上

令和元年 11 月 19 日

町の持続可能な未来像と財政運営の観点から原案とそれ以外の新庁舎整備
についての意見検証を求める陳情

二宮町議会議長
野地 洋正 様

陳情者 二宮町二宮 1931-3
まちづくり工房「しお風」代表 神保智子 

【陳情趣旨】

二宮町役場新庁舎建設については、3月議会で基本設計委託料を除く修正当初予算案が可決。その3か月後町は新庁舎建設概算経費を約 26 億4千万円から 20 億円に減少させた再案を公表し、この基本設計委託料を含んだ補正予算が6月議会で否決されました。

しかし、補正予算が否決されても町の新庁舎建設案が修正されたわけではありません。9月議会で村田町長は、住民から出た様々な意見を検証すると答弁していたと思いますが、地区との意見交換会での資料は再案のまま変更はしていませんでした。広報や議会だよりでも意見の検証、検討状況は不明のままです。

二宮町役場新庁舎建設の再検討を求める陳情は2団体からそれぞれ2度提出され、採択されていますが、住民が求める町の将来ビジョン、財政計画は公表されず、現案の再検討もなされていません。

地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されています。

多くの住民が町の将来を担う子どもたちの教育環境の整備や住民の生活や防災に直結している福祉、生活道路、地域集会施設、避難所の整備の優先を望んでいます。そして、町が新庁舎建設を最優先し、これらの取組みが遅滞するのではと危惧しています。

このようなことから、現案のままでは役場新庁舎建設が住民の福祉増進とは言えず、建設費用が 26 億 5 千万円から 20 億円に減少したとはいえ、最小の経費とは言えない金額ですし、その効果も最大とは言えません。

また、現案では 20 億円に減少しているのに、一般財源からの充当額は 1,295 万円、基金は 5,680 万円、合計自主財源から 6,975 万円も増額しています。さらに今後経常支出を見直し、財政抑制するということは、町民の暮らしに影響を及ぼします。どのような内容で財政抑制するのか、住民への影響をきちんと公表すべきです。

町の人口ビジョンの町民税予測では 2060 年には 2015 年に比較して 50% 程度は減少するとしていますし、二宮町総合戦略に記載されている健康寿命(国保ベース)は男性 65.9 歳と低く、税収低下の加速、半面医療費の減少はあまり望めません。町は税収が減っても地方交付税が増加するから住民への影響はないように説明していますが、国の財政状況を考慮しても、最低保証基準は減少することが想定でき、町費が投入できなければ、当然住民への影響はあると思います。

防災上、庁舎整備は緊急に必要ですが、現状の防災の取組みは緊急意識のもと体制の整備を早急に進めているとも、防災、減災の一貫した考えがあるようにも思えません。

同じ町が策定しているのに、市町村役場機能緊急保全事業の要件で、建て替え後の庁舎を位置づけなければならない業務継続計画と整合性がなく、いくら今後この計画を充実していくとはいえ、実際の人員配置など発災時に円滑に機能する計画とは言えません。

そのうえ、跡地となる駅前の広大な土地利用、建設場所と予定している現駐車場の代替地、新庁舎建設移転による影響なども不明です。現案では二宮駅前地区地区計画(平成 21 年9月決定)の目標に反する懸念があります。町の現庁舎の跡地計画は未定で、しかも現庁舎の建物活用は不可能です。

このままでは公共施設、福祉施設、学校、病院などしか建築できず、民間活用は難しく、二宮町の顔とも言える二宮駅前の高台に廃墟が出現することになりかねません。

高齢化、劇的な人口減少が起こる将来を見通した町の持続可能な未来像があっても、庁舎整備はどこにどのような機能を持った施設にするか決めることで、最大の効果を発揮できると思います。

「しお風」も様々な視点からの議論を深め、町が持続可能な実効性を高めるために代替案を作成いたしました。

このようなことから、町の持続可能な未来像と財政運営の観点から原案とそれ以外の新庁舎整備についての意見検証を求め、次の項目を陳情いたします。

【陳情項目】

- 1 新庁舎整備についての意見の検証結果の公表と具体的な説明を求めます。
- 2 将来を見通した町の持続可能な未来像とその財政への影響、特に新庁舎建設が与える住民への具体的な影響の公表と説明を求めます。
- 3 町が考える新庁舎を拠点とした発災時の町全体の防災体制とそのための日頃から地域防災との連携体制について説明を求めます。

以上

傍聴規則・条例比較表(条文抜粋)

二宮町議会傍聴規則	大磯町議会傍聴規則	葉山町議会傍聴規則	寒川町議会傍聴規則	箱根町開かれた議会傍聴規則	芽室町議会傍聴条例(北海道)
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1)銃器・棒・かさその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者</p> <p>(2)張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、鉢巻き、腕章の類を携帯している者</p> <p>(3)笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(4)下駄、サンダルの類を履いている者</p> <p>(5)酒気を帯びていると認められている者</p> <p>(6)異様な服装をしている者</p> <p>(7)その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者</p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</p> <p>4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1)銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2)張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者</p> <p>(3)鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</p> <p>(4)ラジオ、拡声器、無線機(携帯電話機を除く。)、マイク、パーソナルコンピュータ、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により撮影、録音等を行うことにつき議長の許可を得た者を除く。</p> <p>(5)笛・ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(6)下駄、木製サンダルの類を履いている者</p> <p>(7)酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(8)異様な服装をしている者</p> <p>(9)その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者</p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</p> <p>4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>(傍聴することのできない者)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1)凶器の類その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2)張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</p> <p>(3)はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</p> <p>(4)笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者</p> <p>(5)カメラ、録音機の類を携帯している者。ただし、第9条ただし書きの規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</p> <p>(6)拡声器、ラジオその他音響装置の類を携帯している者</p> <p>(7)酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(8)静粛にしていることができない乳幼児又は当該乳幼児を連れている者</p> <p>(9)前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1)銃器その他危険なものを携帯している者</p> <p>(2)酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(3)張り紙、ビラ、、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</p> <p>(4)ラジオ、拡声器、無線機、録音機、撮影機の類を携帯している者。ただし、第8条の規定により撮影し、又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</p> <p>(5)笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(6)その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者は、傍聴席に入ることができない。</p>	
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2)談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3)携帯電話等については使用できないよう電源を切ること。</p> <p>(4)帽子・外とう・襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(5)飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6)みだりに席を離れないこと。</p> <p>(7)不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(8)その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第6条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2)談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3)帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(4)携帯電話機は、電源を切り、又は着信音等を発しない措置を講じ、使用しないこと。</p> <p>(5)飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6)みだりに席を離れないこと。</p> <p>(7)不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(8)その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は静粛にし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2)談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3)携帯電話、時計その他のものの呼び出し音、警告音その他の音を発しないこと。</p> <p>(4)帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(5)飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6)議長の指示に反する行為をすること。</p> <p>(7)前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。</p>	<p>(傍聴人の責務)</p> <p>第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害、示威的行為及び他の傍聴者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>(1)議場における言論に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。</p> <p>(2)談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3)帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(4)飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(5)みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(6)その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴者は静粛にし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>(2)飲食又は喫煙をしないこと。</p>	
<p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>	<p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>	<p>(違反に対する措置)</p> <p>第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。</p>	<p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、議長の制止に従わないときは退場させることができる。</p>	<p>(違反に対する措置)</p> <p>第11条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>	<p>(違反に対する措置)</p> <p>第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの条例に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>

(参考)

地方自治法

(会議の傍聴)

第 130 条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前 2 項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

標準市議会会議規則

(議長の秩序保持権)

第 109 条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

二宮町議会会議規則

(議長の秩序保持権)

第 102 条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。